

佐賀県告示第113号

佐賀県建設工事請負契約約款（平成9年佐賀県告示第25号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第34条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>（甲の解除権）</p> <p>第46条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの</p>	<p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第34条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>（甲の解除権）</p> <p>第46条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</u></p> <p><u>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u></p> <p><u>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p> <p><u>カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p><u>キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。</u></p>	

改正前	改正後
	<p>2 <u>甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る工事目的物が完成している場合を除き、この契約を解除する。</u></p> <p><u>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）</u></p> <p><u>(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）</u></p> <p><u>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p><u>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p><u>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p><u>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p><u>(8) 役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる者</u></p> <p><u>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p> <p>（談合等不正行為による甲の解除権）</p> <p>第46条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は</p>	<p>与している者</p> <p>(10) <u>下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が第1号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者</u></p> <p>(11) <u>第1号から第9号までのいずれかに該当する者を下請契約（2次下請以降の下請契約を含む。以下この号において同じ。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（下請契約に係るこれらの契約を含む。）の相手方としていた場合（第10号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者</u></p> <p>3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p> <p>5 第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保（利付国債に限る。）の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第3項の違約金に充当することができる。</p> <p>（談合等不正行為による甲の解除権）</p> <p>第46条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は</p>

改正前	改正後
<p>独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。</p> <p>2 <u>乙が、共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。</u></p> <p>3 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。</u></p> <p>第47条 甲は、工事が完成するまでの間は、第46条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 略 (解除に伴う措置)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略 (賠償の予約)</p> <p>第49条の2 乙は、第46条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、<u>第46条の2第3</u></p>	<p>独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。</p> <p>2 <u>前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。</u></p> <p>第47条 甲は、工事が完成するまでの間は、第46条第1項及び<u>第2項並びに前条第1項</u>の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 略 (解除に伴う措置)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略 (賠償の予約)</p> <p>第49条の2 乙は、第46条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、<u>第46条の2第2</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="232 256 1104 368">項の規定に基づき支払う違約金のほか、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も、同様とする。</p> <p data-bbox="210 379 353 408">2・3 略</p>	<p data-bbox="1160 256 2031 368">項の規定に基づき支払う違約金のほか、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も、同様とする。</p> <p data-bbox="1137 379 1281 408">2・3 略</p>